

愛川町親子給食配達業務委託

(令和 7 年度債務負擔行為設定分)

仕様書

令和 8 年 1 月

愛川町教育委員会 教育総務課

愛川町親子給食配達業務委託（令和7年度債務負担行為設定分）仕様書

1. 委託業務名

愛川町親子給食配達業務委託（令和7年度債務負担行為設定分）

2. 業務の目的

中学校給食の一層の充実を図るため、令和2年9月から小学校の給食室を活用して中学校分を賄う「親子方式による中学校給食」を実施しているが、令和8年8月末で現契約が契約満了となることから、令和8年9月からの愛川町親子給食配達業務について、本プロポーザル方式により、安全かつ衛生的に給食配達業務を委託できる受注業者を選定することを目的とする。

3. 履行期間

令和8年9月1日から令和11年8月31日までとする。

4. 業務の履行場所

学 校 名	住 所
愛川町立半原小学校	愛川町半原2201番地
愛川町立田代小学校	愛川町田代500番地
愛川町立高峰小学校	愛川町三増767番地
愛川町立中津第二小学校	愛川町春日台2丁目9番地1号
愛川町立菅原小学校	愛川町中津1103番地
愛川町立愛川中学校	愛川町田代1395番地
愛川町立愛川中原中学校	愛川町角田210番地
愛川町立愛川東中学校	愛川町中津1400番地

5. 業務の実施

- (1) 本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たっては、地方自治法、同法施行令、同法施行規則、愛川町契約規則及び関連する法令等を遵守すること。
- (3) 受注者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (4) 受注者は、自らの組織の中から業務責任者を選任すること。

6. 業務概要

愛川町内の小学校で調理した給食及び食器等を格納したコンテナを、発注者の指定した時間までに配達対象先の中学校まで配達し、発注者が別途配置する給食配膳補助員（以下「補助員」という。）が指定する場所に降ろすこと。

また、給食終了後、使用済みの食缶や食器等を格納したコンテナを補助員から受け取り、配送トラックに積み込みを行った後、各小学校まで回送すること。

7. 配送日数

年度ごとの配送日数等（見込）は、次のとおりとする。ただし、学校の運営等の理由により変更する場合がある。

年 度	配送日数（見込）	1日の配食数（見込）
令和8年度（9月～3月）	112日	1, 120食
令和9年度（4月～3月）	174日	
令和10年度（4月～3月）	174日	
令和11年度（4月～8月）	62日	

8. 配送業務実施時間

小学校から中学校への給食配送実施時間は、「9. 配送計画」に記載した発着時刻を原則とする。（車両の点検、荷台の清掃等に要する時間は除く。）

ただし、発注者は必要があるときは、延長及び短縮の指示を行うことができるものとする。

9. 配送計画

配送計画は次のルートを基本とし、各小中学校における給食受け渡しは、発注者が用意する駐車スペース（1台分）にて行うこととする。

なお、配送時間については発注者の指示に従うものとする。給食配送ルートについては、別紙「小中学校位置図・親子給食組合せ図」を基本とする。

配送ルート① 【コンテナ3台積載】
11:30 発半原小学校（260食） → 11:40 着愛川中学校（260食）
【給食提供後】
13:30 発愛川中学校 → 13:40 着半原小学校
配送ルート② 【コンテナ4台積載】
11:30 発田代小学校（120食） → 11:50 発高峰小学校（200食）
→ 12:00 着愛川中原中学校（320食）
【給食提供後】
13:30 発愛川中原中学校 → 13:45 着高峰小学校 → 14:00 着田代小学校

配送ルート③ 【コンテナ5台積載】

11:20 発菅原小学校 (320食) → 11:40 発中津第二小学校 (220食)
→ 11:45 着愛川東中学校 (540食)

【給食提供後】

13:40 発愛川東中学校 → 13:45 着中津第二小学校 → 14:00 着菅原小学校

※各学校でのコンテナ移動については学校側で補助する。

10. 配送車両

- (1) 配送車両の仕様は別紙1を参考とすること。なお、積載するコンテナについては、別紙1のとおり。
- (2) 配送車両は本業務の受注者が調達するものとし、万一の事態に備え、保険に加入すること。

11. 配送車両の適正な管理

- (1) 配送車両の保管場所は、受注者が貨物自動車運送事業者として認可された場所等とすること。
- (2) 業務に支障が出ないよう、適正な点検・整備・保守等を実施すること。
- (3) 適正な衛生管理を施すこと。

12. 実施体制

- (1) 受注者は、業務時間内の緊急時等に速やかな対応ができるよう、常時連絡体制を整えること。
- (2) 当該業務を適正に遂行できる配送員を配置するとともに、配送員に欠勤等があった場合においても、業務に支障がないよう対応すること。
- (3) 受注者は、契約締結後、配送業務に使用する車両、業務責任者及び配送員について、書面により発注者に報告すること。また、その内容に変更が生じた場合にも、速やかに報告すること。

13. 配送員の衛生管理及び安全管理

- (1) 受注者は、配送員の健康増進を図るため、健康診断や各種検査を実施すること。
- (2) 受注者は、食品衛生上、支障の恐れのある者を配送業務に従事させないこと。
- (3) 配送員は、清潔な服装を着用するとともに、業務実施時においても、衛生面の向上に寄与するような手段を施すこと。
- (4) 配送員が、安全に業務を遂行できるよう、業務前に各種検査等を実施すること。

14. 配送員の教育及び研修

受注者は、学校給食が教育の一環であることを認識し、配送員に対して、各種研修等を実施するなど、資質の向上に努めること。

15. 法令等の遵守及び安全運行

受注者は、配達業務の履行に当たり学校給食法、道路交通法、食品衛生法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路運送車両法、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全な業務運営が実施できるよう、共通の安全項目を設定するなど、業務運営の向上に努めること。

16. 事故の対応

配達業務履行中の交通事故その他一切の事故は、すべて受注者の責任においてこれを解決すること。

また、第三者への損害賠償が発生した場合は、受注者が責任を持って対応すること。

17. 届出・報告等

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送業の許可書の写しを発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、契約締結後、速やかに使用する車両にかかる保険証券の写しを発注者に提出すること。
- (3) 受注者は、配達業務中に事故が発生した場合は、速やかに事故の内容・対応方法等について発注者に報告すること。

18. 経費の負担

- (1) 配送車両の点検整備・継続検査（車検整備）等の経費は、受注者の負担とする。
- (2) 車両の運行に係る経費(燃料代等)及び配達員の衛生管理に伴う経費は、全て受注者の負担とする。

19. 委託料の支払い

委託料は月ごとに支払うものとする。なお、総額に対して各年度の支払予定金額及びその内訳が分かるように別紙2「契約金額月額内訳書」を作成し、提出すること。

20. その他

- (1) 降雪時においても、当該業務が実施できるような対策を施すこと。
- (2) 配送途中に事故等があった場合でも、当該業務が実施できるような対策を施すこと。
- (3) 大規模災害が発生した際には、各小学校の給食室を利用して炊き出し等を行うことから、受注者は、避難所等への配達に協力するなど、可能な範囲で災害時の対応等に協力すること。
- (4) 本仕様書に記載されたもののほか、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別紙1

配送車両及びコンテナの仕様

1. 配送車両

車両の仕様は次に掲げる基準以上とする。なお、車両を準備する際は 発注者と十分協議するものとする。

- (1) 内装は衛生面に万全を期すもの（板張りは厳禁）とし、コンテナの損傷を防ぐためのクッション材や走行中の移動を防ぐための装置を設けること。
- (2) コンテナを下ろす際、高さが異なる学校のプラットホームに対応できるようパワーゲートを装着すること。
- (3) 車両の荷台前部には、左右に洗車用の水きり（排水口）を取り付けること。
- (4) 学校用地内を走行することから、死角を防ぐ装備及び車両が後退する際、児童生徒に注意を促す装備を有すること。
- (5) 冬期間における積雪等の場合は、滑り止めを装備すること。

2. コンテナ

- (1) コンテナ1台の重量 0.49t
(4学級分の主食、副食及び食缶、食器等を入れた場合の重量)
- (2) コンテナの大きさ
W（幅）: 1,400mm × D（奥行）: 790mm × H（車輪を含む高さ）: 1,600mm
- (3) コンテナの材質 ステンレス製

3. 配送車両の装飾

- (1) 配送車両は、トラックコンテナの左側面に看板（横1,200mm×縦500mm程度）を設置し、給食配送中であることがわかるようにすること。
- (2) 設置する看板の内容については、発注者が指示するものとする。
- (3) 看板設置に伴う経費は、全て受注者の負担とする。

別紙2

契約金額月額内訳書

履行期間：令和8年9月1日から令和11年8月31日まで

(単位：円)

年 月	月 額	消費税	合 計
令和8年9月			
令和8年10月			
令和8年11月			
令和8年12月			
令和9年1月			
令和9年2月			
令和9年3月			
令和8年度小計			
令和9年4月			
令和9年5月			
令和9年6月			
令和9年7月			
令和9年8月			
令和9年9月			
令和9年10月			
令和9年11月			
令和9年12月			
令和10年1月			
令和10年2月			
令和10年3月			
令和9年度分小計			
令和10年4月			
令和10年5月			
令和10年6月			
令和10年7月			
令和10年8月			
令和10年9月			

年 月	月 額	消費税	合 計
令和10年10月			
令和10年11月			
令和10年12月			
令和11年1月			
令和11年2月			
令和11年3月			
令和10年度分小計			
令和11年4月			
令和11年5月			
令和11年6月			
令和11年7月			
令和11年8月			
令和11年度分小計			
総 合 計			